

浜松市学童等災害共済事業事務処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、浜松市学童等災害共済事業における学童等の団体登録、災害共済見舞金の支給等について、浜松市学童等災害共済条例（昭和47年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）及び浜松市学童等災害共済条例施行規則（昭和47年浜松市教育委員会規則第6号。以下「条例施行規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(登録団体の要件)

第2条 条例第2条第3号ウに規定する登録（以下「登録」という。）を受けられることのできる学童等の団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 子ども会
- (2) ボーイスカウト・ガールスカウト
- (3) 放課後児童会
- (4) 少年消防クラブ
- (5) スポーツ少年団
- (6) 中学校地域クラブ
- (7) 市主催の文化・芸術活動を行う団体
- (8) 市主催の学校施設を利用する活動を行う団体

(登録団体の申込み)

第3条 前条各号に掲げる学童等の団体は、条例施行規則第3条第1項の規定により登録の申込みをしようとするときは、学童等団体登録申込書（条例施行規則第2号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体の会則
- (2) 事業計画書（第2号様式-1）
- (3) 会員名簿（第2号様式-2）
- (4) 団体役員名簿（第2号様式-3）

(団体の登録)

第4条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該団体の登録を行う。

(登録の変更)

第5条 登録を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める

届出書を速やかに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容を変更しようとするとき。 事業計画変更届 (第 2 号様式 - 4)
- (2) 会員に異動が生じたとき。 会員異動届 (第 2 号様式 - 5)

(条例第 2 条第 3 号エに規定する市長が特に必要があると認める場合)

第 6 条 条例第 2 条第 3 号エに規定する市長が特に必要があると認める場合とは、学校の教育課程に深く関連し、教育委員会が適当と認めた活動をしている場合をいう。

(条例第 5 条に規定する市長が特に必要があると認める学童等)

第 7 条 条例第 5 条に規定する市長が特に必要があると認める学童等とは、教育委員会が特別に就学を許可した者をいう。

(共済の効力)

第 8 条 条例第 7 条に規定する共済の効力について、条例第 6 条に規定する共済期間内に共済見舞金の支給事由が生じ、請求前に会員資格を喪失した場合には、条例第 1 0 条の規定に基づき共済見舞金の請求をすることができる。

(共済見舞金の支給決定通知等)

第 9 条 条例施行規則第 6 条の規定による通知は、学童等災害共済見舞金支給決定通知書 (第 6 号様式) 又は学童等災害共済見舞金支給不承認通知書 (第 7 号様式) により、請求日より 7 0 日以内に通知するものとする。

(共済見舞金の支給)

第 1 0 条 教育長は、支給することを決定したときは、決定から 6 0 日以内に請求者に支給するものとする。

(共済見舞金の返還請求)

第 1 1 条 教育長は、条例第 1 1 条の規定により共済見舞金の全部又は一部を返還させるときは、学童等災害共済見舞金返還通知書 (第 8 号様式) により通知するものとする。

(補 足)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。